

# 中大法曹

第 2 号



1973. 4

中央大学法曹会

西子



故初代幹事長岡弁良先生

中大法曹 第二号目次

■ 表紙題字 山本清二郎  
 ■ 表紙写真 中大旧図書館

思いつくまま……………	幹事長 山本清二郎……………	1
母校の現況について……………	中央大学理事長 堂野達也……………	5
大学問題特別委員会報告書……………	委員長 石井一郎……………	8
中大創立九十周年記念事業資金及び奨学会事業資金募集について……………	中大創立記念事業資金募集特別委員会委員長 石田寅雄……………	12
民訴研究会から中大法曹会へ……………	初代幹事長を偲んで……………	15
中央大学法曹会会則……………	荻山虎雄……………	18
中央大学学生会会則……………		23
学校法人中央大学基本規定（寄付行為）……………		31
中央大学法曹会顧問役員名簿……………		45
中央大学学生会役員名簿（法曹会関係）……………		49
中央大学役員名簿（法曹会関係）……………		51
甲 辞……………	山本清二郎……………	53
編集後記……………	山本忠義……………	45



## 思いつくまま

幹事長 山本清二郎

一、中大法曹顧問の今井忠男先生は、日弁連会長に就任されるや、とくに法曹三者の協力を強調された。わたくしは、法曹三者の一翼を荷う検察官として、双手を挙げて、これに賛成したのであるが、先生のご努力にもかかわらず、嘗ての臨司問題が、尾を引いているのか、未だに法曹三者の、司法協議会すらできず、甚だ遺憾に思っている者である。刑事司法の目的は、法秩序の維持と社会正義の実現にあり、法曹三者の役割は、それぞれ異なっているとは言え、窮極の目的は、同一であるべき筈である。それがなぜ実現できないのであるのか。最近メーデー事件、辰野、仁保や、最高裁の高田事件など、長期裁判が、世間の注目を浴びているにつけても、法曹三者は、反省し、考えてみなければならぬと思う。

二、しかしながら、わが中大法曹においては、在朝、在野を問わず、判検事、弁護士が、それぞれ会員相互の親睦を図るとともに、中央大学の興隆と、司法の発展に寄与することを目的に相集まり、互いに協力一致して、会則に明記してあるところに従って努力しており、わたくしは、この中大法曹の目的は、十分達成されつつあると考えている。

三、中大法曹の創立は、故岡弁良先生や、荻山虎雄先生らが、創刊号で述べておられるとおりである。昭和二十六年、わたくしは、東京地検刑事部長をしていたが、次席検事の田中万一先輩や、同僚吉川正次、河井信太郎君らと、欣然これに参加した。われわれは、戦前から、現職の判検事だけで、南甲法曹クラブという親睦団体を作っていたが、それを発展解消して、法曹一元を、旗じるしに、中大出身の法曹三者が、大同団結し、中大学員会支部のうちでも、最も有力な学員会支部を、結成したのである。

四、中大法曹は、爾来故岡先生が、初代幹事長、その後大山菊治先生、故柴田武先生、竜前茂三郎先生と引き継がれ、昨年大塚喜一郎幹事長が、全学員の懇請をうけて、中大理事長に就任されるや、一年間の空白ができたので、不肖わたくしが、暫定的にお引受けして、今日に至ったのである。ところで、昨年九月予期しなかったことであるが、大阪高検検事長に転出することになり、会員各位に、多大のご迷惑をかけ、誠に申し訳なく存じている次第である。わたくしは、この機会に、なぜ幹事長をお引受けしたかにつき、一言だけ、弁解することをお許し頂きたい。それは、わたくしが、検察官として今日あるは、全く中大法曹の会員各位の、ご指導とご支援の賜物であり、それに少しでも酬いたいと考えたことに因るものであるということである。

五、中大法曹には、弁護士として、谷村唯一郎先生を始め、きわめて有力な法曹が、沢山おられるのであるが、判、検事には、林、吉益、平井先生らが、退官されてからは、中大出身者の影が薄くなり、その後東京大学などの官学を出ていないため、損をしたと思われるような人事も行なわれたようにも思う。わたくし自身も、中大出身のため、にがい経験を、二、三回は、味わったことがある。爾来わたくしは、検察の人事が、学閥に拘泥せず、その人の能力に応じてなされるよう、機会あるごとに、上司にも進言して、今日に至っている。最近は、従前より多少良くなって来ているのではないかと思う。

六、近時中大法曹のうち、検察官の数も、次第に増加し、優秀な若い諸君が、非常に多くなって来たことは、誠に喜

ばしい次第である。わたくしは、これらの諸君が、将来の発展のためにも、中大法曹の中にあつて、わたくし同様中大法曹の有力な方々の指導をうけられるようにしたいと願つて来た。しかし検事には、転任があり、年代が違ふなどのため、なかなか会に出席したがらなかった。そこで十年程前に、河井君らと話合つて、検事だけの東京檢察支部を創立して、これを補ない、現在会員が、二百数十名となつてゐる。これは、中大法曹の檢察部会といふべきものである。

七、この檢察部会には、現在一四名の検事正がゐる。横浜（河井信太郎）、千葉（吉川正次）、水戸（居林与三次）、新潟（杉島貞次郎）、津（上西一二）、福井（栗本六郎）、富山（福山忠義）、佐賀（小林保秀）、長崎（赤沢正司）、熊本（山根静寿）、山形（保倉忠）、盛岡（外村隆）、釧路（太田武之）、松山（土田義一郎）

また最高検検事には、木村喜和、佐久間幾雄、佐藤忠雄の諸君が、活躍しており、その他高検検事も多数おり、東京地檢交通部長には、竹村照雄、刑事部副部長には、岩下肇など若い優秀な諸君が一杯ゐる。全国次席検事も一四名ゐる。名古屋高（中島友司）、水戸（岩田農夫男）、宇都宮（小繩快郎）、新潟（中野国幸）、鳥取（大森敏夫）、佐賀（戸根政行）、長崎（田原迫卓視）、熊本（亀井義朗）、山形（今野健）、盛岡（長山道雄）、青森（三輪泰三）、札幌（塚本明光）、函館（鍋倉寛治）、釧路（仙波敏威）

これらの諸君が、それぞれ檢察部内において、将来累進して、わが檢察を荷うポストにつくことを切望している者である。ただ本省内部の部局長に、中大法曹出身者が、いないことは、淋しい気がしないでもない。

八、検事の定員は、現在一、二六五人で、実員は、一、一六七人で、欠員が、九八人である。昭和四四年に、大幅の増員があつても、司法修習生からの希望者が少なく、なかなか補充できない状況である。司法修習生からの採用は、昭和四四年五三名、同四五年三八名、同四六年四七名、同四七年五九名である。毎年裁判官、弁護士、沖繩關係その他特別考試合合格者からの採用が、若干名あるが、辞職、定年、死亡、裁判官への転官などがあつて、殆んど増加

は、望み薄の状況にある。中大法曹の諸君が、検察官にも、どしどし入って来て、活躍されることを切望する。

八、わたくしは、中央大学を卒業したことを、深く喜び、感謝している者である。わたくしは、大阪高検検事長に赴任して間もなく、東京地検検事寺西賢二君の結婚の媒酌をした。中大法曹の向江璋悦先生を始め、有力な中大法曹の会員各位も、多数出席され、盛会であった。その時わたくしは、古い自分の結婚式のときも、中央大学の林、吉益、平井先生らが、ご出席して、祝福して下さったことを思い出したものである。由来中央大学出身者には、家族的で、先輩が後輩の面倒をよく見る良き伝統があり、ほんとに校風のせいか、有難い学校である。われわれは、中大出身であることを誇りと思い、これからも永く、検察の後輩とも、お互いに勉強して行きたいと思う。なおわたくしは、できるだけ、中央大学の会合には出席し、できないながらも、卒業後学校で、刑事演習や、新法令などの講義をしたり、大学の評議員、幹事なども勤めて来た。わたくしは、自分を育ててくれた中央大学に、無限の愛着を感じ、その発展を心から祈っている。世間一般には、中央大学のことを、法科の中大と呼んでいる。それには、先ず司法試験の合格者が、全国第一位にならなければならない。そのためにも、中央大学の学園紛争が、一日も早く解決して、正常な授業が行なわれるようになり、教育、研究の諸条件が、整備されるよう、心から念願する者である。



## 母校の現況について

中央大学理事長  
堂野達也

はじめに

大塚前理事長の最高裁入りの後をうけて二月一日理事長に就任しました。重大時機に理事長の空席は一日も許されないと強い要請から、これを引き受けざるをえない事情からであります。浅学、非才ではありますが全力を傾注して母校の山積する諸問題と取り組む覚悟であります。会員のご鞭撻をお願いする次第であります。

大学の現況として当面緊急を要する問題は学園の秩序を回復することである。入学試験も完了し、三月二五日一応卒業式を終了した。本年度卒業生八、五七三名、その就職状況は、求人申込文化系七、三三九社、既に確定もしくは内定している者、三、八二九名、理工系は三、〇四三社で既に確定もしくは内定している者九四六名、縁故関係の就職者を合すると一〇〇%就職の見透しである。また、入学者については、昼間部合計五二、五七〇名、内合格者九、一六九名、夜間部合計八、八三一名、内合格者三、七〇八名となっており、志望者数は全体的に昨年より多少減少しているが法学部だけでは三千名以上の増加を示している。卒業試験はレポート方式により、入学試験は警視庁機動隊の援護の下に行なわざるをえない学園の現状は極めて少数の過激派学生の暴力行為によってかきまわされている感がある。こ

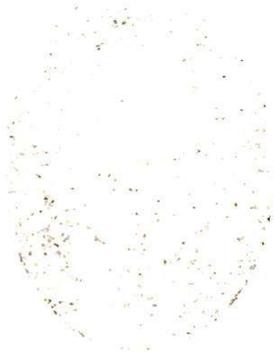
これら暴力派集団の拠点となっている本学代々木学生寮については、ここ数年来事実上大学はその管理権を放棄し、これら学生の占拠に任せたかの如く、昭和四四年以来八回にわたって強制捜査を受け、最近では学費改訂問題にからんで、駿河台校舎の一部を破壊し、授業中の先生を中庭に連行して種々の要求をして授業を妨害する等すべて寮自治会と称するこれら集団によるものである、私どもとしては、数少ない学生の福祉施設であるこの寮を正常な管理に移し、学園の平和を拡くべく、現在居住している不法占拠学生全員の退去に強い措置で臨みたいと考えている。

次の重要課題は多摩校地の利用を含む教学施設の改善、充実の問題である。本学が多摩に校地を求めてから十三年の歳月が流れている。本学百年の大計を樹てるに当って種々の困難な問題があったため今日に至ったことだろうと考えられるのであるが、今やもう猶予はないのであって、昭和五〇年度がタイム・リミットとして東京都の都市計画によって告示されたのである。これについては、すでに研究教育問題審議会、職員委員会、前理事会小委員会よりそれぞれ全学移転構想を含む多摩校地利用に関する答申がなされている。さらにその具体的方策樹立のための検討機関として、学長を委員長とする教学施設充実問題特別委員会が設置されて審議を進めている。理事会としてはそこで審議、答申された基本方針に対応して実施の具体策および財政措置を進める所存である。基本的には、夜間部は駿河台校舎に残存し、理工学部の移転は長期的な構想で行なうべきではないかと考えている。何れにしても多摩校地移転問題は大学の再建ともいふべき重大問題であるとともに、急速に施策を要する問題である。ともあれ、広々とした多摩の丘陵地帯の五〇万平方メートルに近い広大な校地に白亜の殿堂が建ち、体育施設が設置され、多数学生が教育、研究に参加する平和な学園の実現を期待したい。

なお、九十周年記念事業計画においては、多摩校地移転問題ともからんで、総合教育・研究センターならびに正科および一般体育施設即ち体育館兼講堂の建設、創立九十周年を記念する九十周年史および各学部の論文集の刊行することを決定しているが、これら事業資金の募集は昭和四六年三月から開始し、募金目標額十億円、本年三月現在申込

額一億八千六百二十万千二百六十円で納入額は一億八千四百九十七万九千二百六十円となっており、今後会員各位の  
一層のご協力をお願いする次第である。

以上極めて簡単であるが重要問題についてご報告申上げてご理解を求めたい。



昭和二十三年三月



## 大学問題特別委員会報告書

委員長 石井一郎

中央大学法曹会は昭和四四年七月大学問題特別委員会を設置し、堂野達也氏を委員長として活動を開始した。右委員会は大学の理事者、監事、学長、事務局長等関係者の出席を得て熱心な検討を重ね昭和四五年一二月基本規定に関する意見として次の通りに決定し石田幹事長名義を以て大学の基本規定検討委員会に提出した。

### 一、総長問題について

今日、大学は益々マンモス化しつつある。法人業務の複雑多様化に伴い、教学面の事務内容も複雑化している。本学においては、中央大学創立の趣旨に鑑み、社会に有用な人材を養成するべく、大学のほか、付属高校及び図書館、研究所を併置している。この様な現状下にあつて、学校教育法第五八条第一項、第三項にいわゆる「学長」をどの様に理解するかは、所詮は呼称の問題であり、現行の総長が法人の教学面を主宰し、学長が又大学の校務を掌り、各自の責任を明確ならしめれば、複雑化する事務内容を能率的に処理することが可能なのであつて、総長が法人の機関であるが故に大学の総括責任者となることが大学の自治に齎るなどということとは全く形式論理の域を出るものではない。本学創立の趣旨を生かして高校教育からの一貫性を重んじるためには、大学、高校を統轄する総長が存在すれば

よいのであって、何も学長の統督下に大学に高校を付属させなければできない筋合のものではないのである。要は、教学面の複雑化する事務内容に対処するべく学長のみならず、総長を存置させることが望ましいことでこそあれ、無用のものということはできないのである。

仮に両者を一本化することもやむを得ないとすれば存置することとなる総長又は学長は、単に教学側の支持を得るばかりでなく、全学的な規模の母胎から選出されることが必要不可欠である。

## 二、理事について

事業理事や単数の常任理事を置くことは、経営面の独断専行を招く基となるので、大学のマンモス化に伴い複雑化する法人業務を円滑に処理するべく、複数の常任理事を置いて総務、財務そして学生部等を分掌し、権限と責任の範囲を明確にすることが望ましい。

## 三、評議員会について

複雑多様化する法人の業務の遂行は、衆知を集め且つ慎重なる手続を経て基本方針を決めることが必要でありそのためには他大学と同様現行の評議員会が決議機関として十二分にその機能を發揮することが望ましい。右の建て前をより実効あらしめるために私立学校法第四三条の趣旨を明文化することがその職責を全うするためにも必要となる。

又、評議員の人数も、全国約二〇万の学員の代表を包括するためには少なすぎることはあっても決して多すぎはない。ただ、真に学員を代表する者を選出するための方法は今後検討する必要がある。

## 四、学生参加について

大学における学生の地位を、特別権力関係内で単に営造物を利用し、一方的に教育を受ける立場にすぎないと見るか、大学共同体の不可欠の構成員と見るかは別として、過去の学園紛争の根源には、現代の大学における学生生活に対する欲求不満が存することは否定できない事実であると思われるので、大学生活を送るに当たり、学生が最も身近

に感じ又、本質的に学生の立場に密接な関係にあるカリキュラムの編成等授業に関する事項、修学環境の整備に関する事項、そして学生生活の福利厚生に関する事項については学生の希望に沿った方針に基づくことが当然かつ望ましいところである。

##### 五、教員について

大学の発展向上の源は、教授に人を得ることにある。しかして、検事、判事の例を引くまでもなく一定期間毎の適格審査を経ることは、教員の教育者乃至は学者としての自覚的な向上を促す上からも不可欠である。

教育の待遇や研究環境の飛躍的充実改善をはかることを念頭におきつつ大学の自活の範囲内で右の適格審査を主に学問的見地からはかることは合理的である。

以上

然るに昭和四七年六月二九日付検討委員会小委員会報告書を見るに、その決定事項によれば前記中央大学法曹会の意見は殆ど採用されていない様に見られるので、昭和四七年一〇月三日を第一回として特別委員会を再開し検討委員数氏の意見も聞き数回にわたって討議を重ねた結果、委員会としては前回の決定を変更する必要のないことを確認した。

依て前回の意見書に左の通りの幹事長の添書を付し各検討委員に郵送して中央大学法曹会の意見を尊重されるよう要望した。

拝啓

秋涼の候、諸賢には益々後発展の趣誠に慶賀に存じ上げます。

扱、中央大学の基本規定（寄付行為）の改正につきましては、諸賢におかれては日夜検討にご腐心されておられることと拝察いたしますが、わが中央大学法曹会におきましては、昭和四四年七月以来大学問題特別委員会を設置し、鋭意検討を重ねました結果、同四五年一二月迄に別添のとりの理由を添えた検討事項を意見として作成し、

大学当局に提出いたしました。しかし、基本規定検討委員会小委員会報告書における決定事項中には、本会の意見は必ずしも十分に反映してはおりません。そこで、諸賢におかれましては、何卒本会の意見書を十分にご検討の上御賛同賜り、来る十一月七日を皮切りに開かれる全体検討委員会において右趣旨が十分生かされますようにご協力戴きたくお願い申し上げます。

末筆ながら諸賢のご活躍を祈り上げます。

敬具

中央大学法曹会

幹事長 山 本 清二郎

学校法人中央大学基本規定（寄付行為）

検討委員会委員殿

以上が中央大学法曹会大学問題特別委員会の現在までの経過である。

尚当委員会は中央大学法曹会の意見が実現するよう検討委員会の動向に注目しつつ今後の活動を続ける考えである。



## 中大創立九十周年記念事業資金 及び奨学会事業資金募集について

中大創立記念事業資金  
募集特別委員会委員長

石田寅雄

一、私どもの母校中央大学は、来る昭和五十年をもって創立九十周年を迎えるに当り、多年の懸案となっていた総合教育研究センター（所要経費予算十六億三千百万円）を、神田駿河台の三号館跡に新築し、八十周年記念事業で完成できなかった体育施設（体育館兼講堂）（所要経費予算十二億千六百万円）を景勝の多摩校地（五〇万平方米）に建設して、教育施設の充実を期するため、昭和四六年三月評議員会の議を経て、中大創立九十周年記念事業委員会（現委員長堂野理事長）及び同記念事業資金募集委員会（委員長谷村学員会々長）が設立され、爾来、度々両会の正副委員会長会を開催、全体委員会、幹事会を重ねて、同委員会規程、中大役員、学員、及び教職員の割当額の決定、委員の委嘱、募金方法（目標額等）等、慎重審議の上、支部長会議等の議を経て決定されたが、その内、本会に関連する主なものは左の通りであります。

- (1) 事業資金募集目標額金十億円の内、学員会の地域、職域各支部目標募集金額一億三千四百五十万円也。
- (2) 内中大法曹会支部目標額七五〇万円也。
- (3) 申込、払込方法。

(イ) 学员一口一万円(口数任意) (内評議員八万円、協議員四万円、役員常勤一ヶ月分、非常勤十五万円)

(ロ) 学员会支部をおした場合は、納入額の五%を募集経費として同支部に還付。払込は即金又は月賦(詳細は所属の各支部長又は「中大法曹会事務局(依田敬一郎法律事務所方電話(五七一)七二六三番)へお問合せ下さい。)

(4) 寄付金に関する税法上の特典(九十周年寄付のみ)確定申告の時に領収書と中大発行「文部省証明書写」(寄付金納入後送付)を添付すれば、左の通り一定の金額が所得金額から控除されます。

寄付金(所得金額の $\frac{15}{100}$ を限度とする) - 所得金額の $\frac{3}{100}$ (10万円を限度とする) = 控除額

二、次に数年前から審議中の奨学会(経済的な事情で修学困難な優秀な学生の奨学生援助の会)設置規程も成案を得て、昨年十一月奨学会事業資金募集委員会が発足、前記各機関の議を経て左の通り決定されました。

(1) 基金目標額一億円(利率年六・八二%として六八二万円、日本育英会並の貸与額を基準として、大学生約五〇名援助、将来徐々に右基金を増額の予定)

(2) 申込、払込方法。

(イ) 学员一口貳千円(口数任意)

(ロ) 前記一項(2)の(ロ)と同じ

三、尚、前記一項、二項の各事業資金目途額中中大法曹会支部に対する目標額は

(一) 九十周年記念事業の分 金七五〇万円也

(二) 奨学会の分 金一〇〇万円也

であり、同支部会員の大半が関係しておられる学研連の各支部にも相当割当額がありますので、各支部の学员会における地位、ことに法曹会支部が創立以来二十数年間、母校中大の興隆に寄与し、現在堂野理事長、谷村学员会々

長、荻山評議員会議長その他各重要役員を推薦してきた全国中核的大会派として、その権威保持と母校興隆のため、各位の崇高な母校愛に訴え、相当額の御申込を懇請するものであります。



## 民訴研究会から中大法曹会へ

——初代幹事長を偲んで——

荻山虎雄

### 一、中大民訴研究会

昭和の初期に「中大民訴研究会」というのがあったことを、知る人は今日幾人いるであろうか。

当時民訴の権威者であった細野長良大審院判事から、中大で民訴を教わった弁護士連中の研究団体であったが、前野順一（地裁部長判事）を始め現職判検事も加っていた。月一回ぐらいの割合で、テーマを出し合い、細野講師を中心にあちらこちらの会場で、討議研究をしていた。この企ては若くして上告専門弁護士となった僕の同期鍛冶利一の提唱したものであったが、東弁、一弁、二弁の中大出身者や、若手判検事に好評を得て、集会は熱心に行なわれた。申合せとして、メンバーは中大法曹となっており、幹事を置いて交代で一切の世話をやらせていたのである。

昭和一六年戦争に入り、この民訴研も自然集会の機を失ってしまったが、戦後日本の復興もどうやら軌道に乗って、母校でも二十六年に学員会が復活した。時を同じくしてこの民訴研の幹事役をしていたわれわれは相集って、母校の発展に寄与するよう中大法曹会を設立したのである。中大法曹会の設立に当り規約制定については、民訴研の例にならいほとんどそのままを採り入れており、幹事制で常務を掌ることにした。従って中大民訴研究会は中大法曹

会の母胎であったともいえよう。(中大法曹会設立当時の規約と幹事は本誌創刊号に記載したその多くが民訴研の幹事である。)

## 二、春田定雄と岡弁良

中大民訴研に春田定雄も岡弁良も加っていた。

春田は松本丞治の弟子で、丸ノ内工業クラブの松本事務所を任されていたが、昭和二十七年三月十五日の東弁役員選挙で会長に当選、四月一日から就任した。ところが切角会長に就任大いに成すであろうと期待されていたのに、就任間もない五月九日食道癌で急逝してしまった。東弁では五月十一日に会館で東弁初めての会葬を行なって、彼の早逝を悼んだのであるが、間もなく春田の後任会長として無競争で岡弁良を選任した。というのも、その前年の二十六年に岡は法友会から推されて東弁会長に立候補したが、一〇票の差で惜敗していたこと、を会員が同情していたからであろう。

僕は春田の選挙にも岡の選挙にも、法友会の一員として直接選挙運動にタッチしており、深く二人の人となりを知るようになった。

春田は端的にいつて外柔内剛型でシンを持っていた。岡は外見強くみられる割切り型であったが、案外モロイところがあった。

## 三、風林火山

岡の会長任期満了して間もない二十八年の五月に、僕は岡と一緒に山梨県鰍沢へ出張、富士川上流である事件の検証をして、帰りに甲府の談露館へ宿泊した。夕食に僕は大きに呑んで談論したとき、風林火山の話になった。僕は

「迅きこと、静なること、動かざること、というのはいいが、掠め侵すこと火の如しというのは気に入らないなあ」といったら岡は

「それが信玄の甲州流軍学というものだよ」

といった。話は更に中大問題にふれたが、岡は

「東弁会長の任期が了ったので、これから中大のために尽すよ」というので僕は

「中大では甲州流軍学はやらないで下さいよ」といった。岡は

「今月から学会では林さんが会長に、自分が副会長になったんだから、大学のことでなく学会の仕事は大いにやるよ」

と張り切っていた。

その年十二月十四日、中大法曹会では総会を開いて規約を改正した。このとき岡初代幹事長の方針で中大法曹会を中大学員会の支部と決め、職域支部第一号の誕生となったのである。

## 中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事 二名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

✓副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めるときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項および本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

#### 会員の請求による臨時總會召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時總會の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

#### 付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

#### 幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する總會の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士

会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うものとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 検察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手續による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。